

## 第1検討部会 会議録

会議の名称	第18回 第1検討部会
開催日時	平成20年4月17日(木)午後6時00分から午後9時23分
開催場所	川口市職員会館 会議室
出席者	(部会長)金井副委員長 (副部会長)金子委員、神尾委員 (委員)池田委員、落合委員
会議内容	・村山前議員ヒアリング ・自治基本条例の体系案について
会議資料	
発言内容	<p>村山前議員ヒアリング 別添インタビューメモを参照</p> <p>自治基本条例の体系案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・編集委員会が来週にあります。落合委員、池田委員には骨格案を出していただきます。配付しました資料には、私の私案があり、落合委員の案がきて、そのあと私と野村総研の妹尾さんで調整してできたものを記載しています。</li> <li>・第1部会としても構成案をもっておいたほうがよいだろうということで、まとめました。</li> <li>・私の私案についてですが、市民が主人公で、そのための道具・装置が市政府であるということ、市というと空間を指すこともあるので市政府というカタイ表現にしています。また、市民間の決めごとは市民憲章を見直して使うのでよいのではないかという点を書きました。</li> <li>・市民憲章では仲のよい家庭が前提となっているというものでしたね。</li> <li>・市民はあまり市民憲章のことを知らないのでしょうか。</li> <li>・そうですね。</li> <li>・落合委員の案についても少し説明していただけますか。</li> <li>・全体像がなくて項目だけというのもたいへんだと思いましたので、川崎市などの自治基本条例をベースにして新しい事項を入れたり、削ったりして構成案を作成してみました。</li> <li>・本日、金井先生の市の自治についての考え方を見て、私として、明解に</li> </ul>

市の自治について整理できました。部会に参加した当初は、自治基本条例とはどのようなものなのか、基本的な思想とは何なのか、やや摸としていましたが、「市民が主人公であり、その市民が市政府を設置しているという考え方」は目からうろこが落ちた感じがします。

(資料説明)

- ・話のストーリーの順番が大事で、こだわりがあるということです。行政職員と市長を一体不可分にしないという点は特に重要な点だと思います。
- ・欠席の方からもご意見をいただいています。佐藤さんからの意見では地域コミュニティの話。市民がコミュニティ活動を行いやすいようにするのは行政の仕事だろうという意見です。また、権力者との対立構造を明示するのはいかなものかという意見です。
- ・砂沢委員の意見では市民の責務もあるだろうと思うということです。
- ・市民の定義は内容の問題なので、また後日、議論ということにしましょう。
  
- ・24日は各部会から相当案が出てくるのかなと思います。
  
- ・24日には各部会から案が出てくるのでしたか。
  
- ・24日は進め方の議論が中心になると思います。
  
- ・各部会で各々の切り口で進めていますので、自治基本条例をどうまとめるかという考え方も違うのではないかと思います。素案をもむ方向性としては、自治基本条例をどういう目的でという点をまず確認しないといけないと思います。いきなり各論では、うまく審議が進まないと考えます。
- ・市民が主役で、市政府をどう作ってどう運営していくのかという点の理解が重要であると思います。
- ・前回の調整部会では市役所職員の人をもっと参加してはどうか、職員にとって運用しやすいものにしようという意見がありましたが、それらの意見は、全く見当違いであると思いました。もっと議論が必要です。
- ・編集委員会で条項案の調整・整理の判断をするときに、各委員は、部会の意向を確認するため、いちいち部会に戻るのではなく、編集委員には編集する権限があるという点も確認が必要です。
  
- ・別所帯が協同で家つくりをしているようなものですから、家の骨格について共通意識をもたないといけません。

- ・間取りを考える前に誰の家かを確認する必要があります。
- ・調整部会では認識が違うなかで議論してしまったと思いますが、回数を重ねると分かってくるのではないかと思います。
- ・例えば、子どもに分かりやすい条例というときに、子どもが健やかに育つようにということを市の責務とするという考え方や、将来を担う子どもたちにそういう発想も必要かなと思ったりしました。
- ・編集委員会も回数を重ねることかなと思います。
  
- ・私どもの部会は出席者が少ないと聞きます。
  
- ・欠席された方は欠席して終わりではなく、ご自身で内容を聞くなりしていただきたいところです。
- ・佐藤委員と砂沢委員は事前に資料を読んで意見をいってくれるので、有難いですね。
- ・出席しないと意見が言いにくいし、意見が出せないと出席しにくくなるという悪循環になる場合もあります。
  
- ・日程的には今後どのような段取りですか。
  
- ・編集委員会の結果は運営調整部会に戻り検討部会に来ることになっています。
  
- ・編集委員会は3、4回はかかるような気がします。
  
- ・編集委員会でまとまったことは、一端、調整部会を通すのですね。
- ・編集委員会で意見が決裂する可能性もあるので、一端、調整部会にあげるというプロセスを踏んだほうがよいでしょう。
  
- ・内容の質問ですが、先生の地域社会の望ましい状態というのはどのような内容になりますか。
  
- ・地域のあるべき姿、ビジョンの話に近くなると思います。
  
- ・市の設置というのをわざわざ謳う必要はあるのでしょうか。多くの市民にとって市政府があることは自明の事実ですが。

- ・ 市政府の設置について書くのが重要というよりも、なんのために市政府はあるのか、使いこなすためにあるのかという点を確認することが重要となります。
- ・ あるからというのと、つくるというのとでは意味合いが違ってくると思います。
- ・ バーチャルな意味での「市民によってつくられた市政府」というのは分かりやすいのか分かりにくいのか。
- ・ 国に憲法があるように市にも自治基本条例があると思います。
- ・ 3割自治と長く呼ばれ、改めて現状追認は住民主権ではないんじゃないかと思います。
- ・ 市民が住民自治に基づいて、団体自治をつくるというものがないと、自治基本条例が、「はやり病」で終わってしまうのではと感じました。
- ・ 「なる」というのは自然になったという意味、「うむ」というのは複数の人間でうむという意味、「つくる」はひとりでつくるという意味です。
- ・ 「うむ」、「つくる」は人がいるわけです。「つくる」の場合はだれがやったかは明確になります。「なる」、「ある」というのは なんのためにというのが不明確になることがあります。
- ・ 「ある」になんのためにあるのかという点を含めると、「つくる」に近い意味になります。
- ・ こういう市をつくりましたという、なんのために市をつくったのかという点が出やすいということです。
- ・ 憲法では信託のもとにという表現を使っています。
- ・ 自治基本条例の場合は、現在、悪政をしているわけではないので、つくとあえて明確にしなくてもよいかもしれません。
- ・ ただし、市があるというのは自明のこととも限りません。吸収合併の場合、市の廃止が不可能ではありません。廃置分合という手法もあります。この場合は旧の市はいったん廃止という意味です。
- ・ 市政府という言葉はカタイ表現ですが、団体としての市という意味を明確にする必要もあると考えました。
- ・ 市政府は議会と首長という意味でしょうか。
- ・ そうですね。
- ・ 妹尾さんの案ですと、どこに市政府の設立が規定されますか。

- ・ 4 . に市政府の設立の話がきます。
- ・ 要は代議制をとるとというのがストーリーです。これも直接民主制が本筋であるというストーリーもありえます。
- ・ 「地域社会のあるべき姿」は前文で触れるのかなと思っていました。「市政府の設立」も理念のなかで入れるほうがよいのかなと思っています。
- ・ 市長の責任については何を書くのでしょうか。
- ・ 間接民主制を補完する仕組みは後半で述べることでいいのではないのでしょうか。
- ・ 議会と首長があって、そのあとに執行補助機関ということで行政経営・行政組織がくるのではないのでしょうか。
- ・ 協働というと対等の話になりますので、市政府が何をすべきかという点をまず書きたいと思います。私の当初案の 5 . は内部管理、 6 . は市役所が対外的に何をすべきかという点で整理しています。
- ・ 政党の意義というのは、どう入れるのが難しいところですね。
- ・ 非常に難しいですね。
- ・ 今回の案では、市民が何をやるかという書き方ですので。政党は代表組織ではないために入れにくいのです。会派は正式な組織ですが、対市民のものではありません。
- ・ 「議員は政党をつくって・・・」と書くのでしょうか。
- ・ そう書くのも難しいですね。また、書き過ぎると政党を変にコントロールしてしまう危険性もあります。
- ・ 政党を名乗ることを活かしたいということですよ。
- ・ 市民の直接参政とは制度を書くのでしょうか。
- ・ こういう公募市民を集めた会議もそうですし、請願などもそうですし、議員に頼むというのもあたります。市民がなにをするのかという手段は大事な項目です。
- ・ 法律上の制度としてはリコールとか署名ということになります。
- ・ どのくらいの署名が集まると影響が大きいのでしょうか。

- ・何を求めるかによって異なります。
- ・50万都市という規模では実際はリコールの署名を集めるのは難しいでしょう。以前、神戸では空港反対の署名はかなり集まりましたが、多くの場合、直接民主制の仕組みはあるものの、大都市の場合は事実上空洞化しています。
- ・町村ではリコールの署名が集まるという事例はあります。
- ・大都市では署名は集まりにくいので、それをどう補完するのかという点が重要です。
- ・署名は有権者に限るので、ハードルが高い仕組みです。
- ・選挙管理委員会で署名の重複がないか、有権者かどうかなどはチェックします。
- ・よほどひどいことをするか、とっぴょうしもないことをしない限り署名は集まらないでしょうね。
- ・パブリックコメントなどをここに入れてもいいかもしれません。
- ・市民の責務は入れなくていいのでしょうか。
- ・どういう責務なのかということ次第でしょう。
- ・市民相互間で解決する仕組みというのはどうですか。
- ・人格的な問題、公共性を持たなくてはいけないという話は前回もありましたね。
- ・権利には公共の福祉の範囲内と書く方法もありますが、公共性の範囲が広すぎると権利がないことになる危険性があります。
- ・権利というのは本来、公共的なものです。何かあったら裁判所というのは、公共が後ろに付くという意味です。
- ・市役所という言葉はどうしますか。
- ・建物の意味と混同される可能性があります。
- ・市役所に行くというのも建物に行くという意味ではなく、そのサービス

	<p>を受けに行くという意味です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・行政組織・職員などと表現しますか。</li><li>・市役所でいいのではないのでしょうか。</li><li>・委員の認識が建物になっていないことが確認できたら、市役所という言葉でよいと思います。</li><li>・「市民が主人公である」ということは、ぜひ書いておくべきと思います。</li><li>・前文に書くか、特定の条文に書くかという点がありますが。</li><li>・重要なことはどちらにも書いておけばよいと思います。</li><li>・そうですね。ところで、行政経営はどここの場所に書きますか。</li><li>・「議会と市長」とありますが、市長が先のほうがよいのでしょうか。</li><li>・これも難しい話です。</li><li>・議会を召集するのは市長ですよね。</li><li>・他人が召集するというのは大きな問題です。</li><li>・現行法では議長が召集するのではないんですよね。</li><li>・市長は議会に伺いをたてたいときに召集するということになっています。</li><li>・それはそれでいいんですが、議会の要請で召集してもらいたいときもあります。</li><li>・議会がないときは直接請求とかになるのですか。</li><li>・そうですね。</li><li>・議会を先でということではみなさんいかがですか。</li><li>・それでいいんじゃないのでしょうか。</li></ul>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は議決機関で、市長は執行機関ですから、議会が先にくるべきだと考えられないでしょうか。</li> <li>・ 現行の範囲を追認するだけになるかなと思います。先にあるかどうかの問題となる条文になるのかなとも思いますが。</li> <li>・ 戦後の民主化ができないところがあります。自治基本条例では思い切ったことをやっていいでしょう。</li> <li>・ 地方自治法は議会を最初に書いています。</li> <li>・ それでは今日の議論の結果を野村総研さんには資料にさせていただきますか。</li> <li>・ 編集委員会では目次と項目案の両方があるとよいと思います。</li> <li>・ それでは本日の部会は以上です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>次回以降日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回は5月28日(水)18時から。次々回は5月29日(木)18時から。</li> </ul>